

1 開会日時

平成 28 年 4 月 19 日（火）午後 1 時 30 分

2 閉会日時

平成 28 年 4 月 19 日（火）午後 2 時 05 分

3 会議開催の場所

柳川庁舎 2 階 大会議室

4 出席委員

- (1) 佐藤 克 則
- (2) 佐藤 秀 樹
- (3) 石澤 千鶴子
- (4) 斎藤 誠 子
- (5) 池田 享 誉

5 事務局出席職員

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 教育部長 | 石澤 幸 造 |
| (2) 理事教育次長事務取扱 | 横山 克 広 |
| (3) 教育次長 | 工藤 裕 司 |
| (4) 浪岡教育事務所長 | 平田 公 成 |
| (5) 参事総務課長事務取扱 | 佐々木 淳 |
| (6) 社会教育課長 | 高野 光 広 |
| (7) 文化スポーツ振興課長 | 木村 久美子 |
| (8) 中央市民センター館長 | 杉山 潔 |
| (9) 文化財課長 | 渡邊 薫 |
| (10) 参事市民図書館長取扱 | 若佐谷 昭 人 |
| (11) 学務課長 | 高橋 光 夫 |
| (12) 学校給食課長 | 佐々木 祐 子 |
| (13) 指導課長 | 石岡 篤 実 |
| (14) 浪岡教育事務所教育課長 | 山内 秀 範 |

6 会議に付議された案件

(1) 議事

- 議案第 22 号 青森市スポーツ推進審議会委員の任命について
議案第 23 号 臨時に代理し処理した事項の承認について
議案第 24 号 臨時に代理し処理した事項の承認について
議案第 25 号 臨時に代理し処理した事項の承認について
議案第 26 号 臨時に代理し処理した事項の承認について

(2) 報告

- ①寄附採納について（小・中学校、市民図書館）
- ②青森市屋内グラウンド（サンドーム）主練習場の照明に係る電気使用料の取扱いに

ついて

- ③青森市屋内グラウンド（サンドーム）ネーミングライツについて
- ④「棟方志功サミット in 青森」の開催について
- ⑤青森市歴史文化基本構想～「まほろば歴史の道」ネットワーク～の改訂について

7 会議録署名委員

- (1) 佐藤 秀 樹
- (2) 池 田 享 誉

8 会議の概要

午後 1 時 30 分に教育長職務執行者よりが開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

議案第 22 号から第 26 号の審議を行い、原案のとおり決定した。5 件の事案を報告し閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○佐藤職務執行者

それでは議事に入ります。議案第 22 号「青森市スポーツ推進審議会委員の任命について」事務局から説明をお願いします。

○理事

議案第 22 号「青森市スポーツ推進審議会委員の任命について」御説明申し上げます。

青森市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第 31 条及び青森市スポーツ推進審議会条例の規定により、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議していただくことを目的に設置する付属機関であります。

この度、平成 26 年第 3 回教育委員会定例会において、任命いただきましたスポーツ推進委員会委員の任期が満了となりますことから、次期委員の改選について、関係団体からの推薦者 9 名のほか、市民公募による 3 名を加えた合計 12 名の方々を適任者と認め、その任命について御提案申し上げるものであります。

なお、任期については、平成 28 年 5 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までとしております。

以上でございます。

○佐藤職務執行者

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○佐藤職務執行者

では、議案第 22 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤職務執行者

御異議が無いようですので、議案第 22 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 23 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 23 号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明申し上げます。

「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程」の制定について

でございます。

市長事務部局において、「青森市事務の専決等に関する規程」の見直しが行われ、平成 28 年 4 月 1 日に施行されたため、教育委員会におきましても、市長事務部局に準じた取り扱いとするため制定したものです。

それでは、附属資料 1 に基づき、改正内容を御説明いたします。

「2 改正内容」を御覧ください。

各課の支出関係事務について、工事又は製造の請負、消耗品等の財産の買入れ及び使用料等の物件の借入れなどの契約の手続の際に、契約担当課への審査依頼及び契約依頼を行う際の基準額を見直し、事務改善を図るものです。

具体的には、その下の表にまとめておりますが、各種契約について、一者随意契約が可能な額を根拠として契約依頼基準額及び審査基準額を見直すものとなっております。

詳細につきましては、附属資料 2 の新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

施行日につきましては、市長部局と同様に平成 28 年 4 月 1 日としておりますが、同日前に発議した事務の決裁については、従前の規定を適用させるものとしております。

これについて、市長事務部局から、本規程の改正に関する情報提供があったのが 3 月末となり、教育委員会においても平成 28 年 4 月 1 日から適用させるため、早急に処理する必要がありました。

このことから、会議を開催する暇がありませんでしたので、「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第 5 条第 1 項の規定により、教育長職務執行者が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告し承認を求めらるるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤職務執行者

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○佐藤職務執行者

では、議案第 23 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤職務執行者

御異議が無いようですので、議案第 23 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 24 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いいたします。

○教育部長

議案第 24 号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明申し上げます。

平成 28 年 4 月 1 日付けの人事異動についてでございます。

異動規模は、転出者が 32 名、転入者が 40 名、教育委員会内の異動が 28 名、県教委への転出が 2 名、県教委からの転入が 2 名、定年退職が 6 名、再任用フルタイム終了者が 8 名となり、合わせて 118 人となりました。

昇任者数は、次長級が 1 名、課長級が 3 名、主幹級が 4 名、主査級が 5 名となり、合わせて 13 名となりました。

組織の変更点につきましては、今年度はございませんでした。

これらの結果、職員数は、昨年と比較し 6 名減の 272 人となり、その主な内訳は、小学校が、筒井南小学校の給食単独校の廃止により、小学校の給食調理員が 3 名減となったほか、退職者の補充が出来なかったために、小学校の学校用務員が 2 名、中学校の学校用務員が 1 名それぞれ減となりました。

これらについて、内示日ぎりぎりまで調整を要するなど、会議を開催する暇がありませんでしたので、「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めますのでございます。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤職務執行者

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○佐藤職務執行者

では、議案第24号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤職務執行者

御異議が無いようですので、議案第24号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第25号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第25号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明申し上げます。

人事評価の本格実施に係る協議についてであります。

市では、平成26年度の地方公務員法の改正に基づき、能力及び実績に基づく人事管理を行うため、平成28年度から人事評価を本格的に実施することとしており、昨年度、市長事務部局が設計した制度で全庁的に試行を実施しました。

試行の内容は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力評価」と、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」の両面の評価からとなっております。

また、地方公務員法第23条の2第2項において、人事評価に必要な事項は任命権者が定めることとされております。

このことから、教育委員会では、この試行の結果を踏まえ、平成28年度からの本格実施について、市全体での一体的な人事管理が必要であるとの観点から、試行と同様に市長部局が設計した制度により実施したい旨、市へ文書で協議を行いました。

制度の詳細につきましては、附属資料2として「青森市職員人事評価実施要綱」を添付してございますので、後ほど御覧ください。

協議の結果についてでございますが、市長からは、平成28年3月31日付けで、同意する旨の回答があったところでございます。

実施の開始年月日につきましては、平成28年4月1日としております。

これらについて、協議が年度末となってしまったため、会議を開催する暇がありませんでしたので、「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めますのでございます。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤職務執行者

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

○佐藤委員

人事評価の本格実施というのは必要なことだと思います。この資料を見る限りでは、苦情があればその苦情への対応する委員会が設けられることになっていますが、実際に有るものなののでしょうか。例えば、自己評価と人事評価とを照らし合わせて、苦情処理委員会

に申し出た事例はあるものなのでしょうか。

○教育部長

昨年、試行を行った結果、全庁的には把握してございませんが、教育委員会内では例がなかったということです。今年度から本格実施ということになれば、それは今後は有り得ることだと思います。

○佐藤職務執行者

他に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○佐藤職務執行者

では、議案第 25 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤職務執行者

御異議が無いようですので、議案第 25 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 26 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 26 号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明申し上げます。

青森市教育委員会における女性の活躍及び職員のワークライフバランスの推進のための行動計画「青森市女性職員活躍アクションプラン」の策定についてであります。

附属資料 1 を御覧ください。

この行動計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行に伴い、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために策定したものであります。

資料の 2 ページを御覧ください。

(2) にありますように、この計画はそれぞれの任命権者ごとに策定が義務付けられているものであり、人事管理上の観点からして、これを集約して策定することが効果的・効率的であるとの考えで、青森市長をはじめとした 8 者の連名で策定したものでございます。

なお、計画期間につきましては、平成 28 年 4 月 1 日からの 5 年間としております。

資料の 3 ページを御覧ください。

主な内容としては、

① 「採用関係」では、技術職及び消防職の女性受験者の継続的な確保を、

② 「継続就業及び仕事と家庭の両立関係」では、育児休業の

取得促進に向けた代替職員の配置やワークライフバランスを取り入れた各制度の周知を、

③ 4 ページの「時間外勤務及び休暇取得関係」では、ノー残業デーの設定や、人事評価において事務の効率化や進め方の工夫に係る目標設定の意識付けを、

④ 「登用及び人材育成関係」では、管理職員等の女性割合の増加を、

それぞれ目標として掲げております。

また、制度の詳細につきましては、附属資料 2 として当該行動計画を添付しておりますので、後ほど御覧頂きたいと思っております。

これらについて、年度末ぎりぎりまで市長部局と調整を行っていたため、会議を開催する暇がありませんでしたので、「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第 5 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤職務執行者

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

○佐藤委員

臨時に処理したということは、日程的な暇が無かったということは理解できます。しかし、年間の中で、このような計画を策定することを考えているということ自体は、この定例会での報告は一回も無かったので、そういう意味では、こういった検討内容は定例会で報告頂ければ嬉しいです。結果で処理したことについては認めます。

○教育部長

今の御意見については、事務局でも重く受け止めて対応していきたいと思います。

○佐藤職務執行者

他に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○佐藤職務執行者

では、議案第 26 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤職務執行者

御異議が無いようですので、議案第 26 号については原案のとおり決定することといたします。

(2) 報告

○佐藤職務執行者

続いて報告事項に入ります。今回の報告事項は 5 件となっております。

まず、報告 1「寄附採納について（小・中学校、図書館）」事務局から御報告をお願いします。

○総務課長

寄附採納について、御報告申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧」を御覧ください。

はじめに 1 ページ～4 ページの小・中学校に対するものでございますが

No.1～No.38 は、卒業生や保護者から卒業記念としての 38 件、No.39～No.49 につきましては、卒業記念以外で 11 件、合わせて 49 件の寄贈がございまして受領させて頂きました。

次に、5 ページの市民図書館の 1 件でございしますが、国際ソロプチミスト青森から「児童用図書」の寄贈申し出があり受領させて頂きました。

詳細は、資料記載のとおりでございますので後ほど御覧ください。

このたびの御厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

○佐藤職務執行者

ただ今の報告について、御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

○佐藤職務執行者

次に、報告の 2「青森市屋内グラウンド（サンドーム）主練習場の照明に係る電気使用料の取扱いについて」説明をお願いします。

○文化スポーツ振興課長

青森市屋内グラウンドの主練習場の照明に係る電気使用料の取扱いについて御報告いたします。

平成 28 年第 3 回定例会において御説明いたしました。青森市屋内グラウンド（サンドーム）の主練習場の照明設備については、現在、照明設備全体の半数以上が不点灯という状況を踏まえ、電気使用料の取扱いにつきまして、平成 28 年 3 月 14 日以降、照明設備

が復旧するまでの間、新たに照明設備の使用を申請する場合は電気使用料を免除し、また、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 3 月 14 日までの間に納付済の電気使用料については還付することとしたところです。

この取扱いにより還付の対象となる件数につきましては 296 件、団体数としては 62 団体あり、還付金額は 538,130 円であります。

このたびの照明設備の不備及び電気使用料に係る措置については、去る 3 月 11 日に施設内に掲示したほか、利用者の皆様に対し、文書及び電話での周知を行い、現在、還付の手続きを行っているところでございます。

また、照明設備の改修については、関係部局との協議の結果、平成 28 年第 2 回市議会定例会に補正予算を提案することとしております。

いずれにいたしましても、今後の施設管理につきましては、利用者の皆様にご不便をおかけすることのないよう適切な管理を徹底してまいります。

以上でございます。

○佐藤職務執行者

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等はございますか。

○佐藤職務執行者

指定管理者とのやり取りの中で、こういった対応は適切にまた迅速に措置をして頂きたいと思えます。

○佐藤職務執行者

それでは、報告の 3 件目「青森市屋内グラウンド（サンドーム）ネーミングライツについて」説明をお願いします。

○文化スポーツ振興課長

青森市屋内グラウンド(サンドーム)ネーミングライツについて、御報告申し上げます。

ネーミングライツ・スポンサーの募集につきましては、これまで、文化スポーツ施設の計 4 施設について実施しており、去る 2 月 17 日から、「青森市屋内グラウンド」につきましても募集を再開したところ、当該事業の趣旨にご賛同いただきました「盛運輸株式会社」様から、2 月 26 日付けで青森市屋内グラウンドへの応募がございました。

応募を受け、3 月 11 日には外部の学識経験者から応募者の経営状況について意見聴取を行い、また、3 月 24 日には副市長及び関係部局の長で構成する命名権者選定会議を開催し、ネーミングライツ・スポンサーの交渉者として「盛運輸株式会社」様が選定されたところでございます。

このたび、契約内容等につきまして協議が整いましたことから、昨日、4 月 18 日に「契約期間を平成 28 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの 3 年間、ネーミングライツ料を年額 300 万円の 3 年間分である 900 万円」の内容で契約を締結いたしました。

また、施設の愛称につきましては、「盛運輸サンドーム」に決定いたしました。

今後、5 月 1 日からの愛称使用開始に向け、愛称表示の看板を、正面及び裏の入口や施設内の壁面などに設置することとしております。

なお、ネーミングライツ料につきましては、市民によるスポーツ振興に資する活動の推進を図るための事業に活用して参りたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤職務執行者

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等はございますでしょうか。

○佐藤職務執行者

市の広報等でも PR するのでしょうか。

○文化スポーツ振興課長

ホームページなどで宣伝しております。

○佐藤職務執行者

それでは、報告の 4 件目「棟方志功サミット in 青森」の開催について説明をお願いします。

○文化スポーツ振興課長

棟方志功サミット in 青森の開催について、御報告申し上げます。
配付資料をご覧ください。

棟方志功画伯ゆかりの地である青森市、東京都中野区、岡山県倉敷市、富山県南砺市の首長が青森市に集い、参加自治体相互の文化芸術及び経済の発展を図るため、「棟方志功サミット in 青森」を5月に開催することといたしました。

事業内容といたしましては、まず5月28日の土曜日は、参加自治体関係者を対象として市内視察及び情報交換会を行うこととしております。次に、翌日の5月29日の日曜日は、一般公開の上、青森県立美術館シアターにおいて、基調講演及びパネルディスカッションを開催することとしております。基調講演は、「文化芸術資源とまちづくり」と題して、公益社団法人大原美術館理事長である、大原謙一郎氏に御講演いただくこととしており、パネルディスカッションについては、「各自治体における文化芸術資源としての「棟方志功」のまちづくりへの活用事例について」をテーマに、基調講演講師と参加自治体の首長をパネリストに実施することとしております。

講演講師の大原氏のプロフィール、棟方志功ゆかりの地の説明につきましては次ページに記載しておりますので御覧いただければと思います。

委員の皆様には改めて御案内させていただきますので、御多忙とは存じますが、是非とも御参加いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○佐藤職務執行者

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等がございますでしょうか。

○斎藤委員

パネルディスカッションのファシリテーターは誰が行うのでしょうか。

○文化スポーツ振興課長

現在はまだ確定はしておりませんが、今回は時間が60分ということですので、その中で首長と5人の方に意見を伺うことになっているため、大学教授といった方にお話していただくのではなく、あくまで進行役ということとどなたかにお願いしたいと思います。

○斎藤委員

わかりました。

○佐藤職務執行者

他に、御意見、御質問等ございませんか。

～ なし ～

○佐藤職務執行者

それでは次に、報告の5件目「青森市歴史文化基本構想～「まほろば歴史の道」ネットワーク～の改訂について」説明をお願いします。

○文化財課長

青森市歴史文化基本構想「まほろば歴史の道」ネットワークの改訂について、御報告申し上げます。

本構想は、本市の歴史文化資源の適切な保存と有機的な活用に関する総合的な指針として定めるもので、あわせて、同様の趣旨で国が推進している「歴史文化基本構想」として平成26年2月に策定いたしました。

計画期間を「青森市新総合計画－元気都市あおもり 市民ビジョン－前期基本計画」に合わせて平成27年度までとしており、後期基本計画策定時に見直しを行うこととしていたことから、このたび、所要の改訂を行ったものです。

主な変更点につきましては配付資料1にまとめておりますが、その内容を配付資料2「青森市歴史文化基本構想」に沿って御説明申し上げます。

まず、第1章「青森市歴史文化基本構想について」では、3頁「構想の位置付け」及び5頁「構想の計画期間」の中の「前期基本計画」を「後期基本計画」に修正するなど、後

期基本計画策定に伴う文言整理を行うとともに、当構想の計画期間を後期基本計画に合わせて平成32年度までといたしました。

第2章「本市の歴史文化資源」におきましては、6頁から11頁掲載の「文化財一覧」、「展示施設一覧」等を最新の内容に修正いたしました。

第3章「本市の関連文化財群-まほろば歴史の道ネットワーク」につきましては、15頁をご覧ください。本構想では、地域に伝わる文化財及び関連施設を対象に、歴史性や地域性など相互に関連のある一定のまとまりを「関連文化財群」図のとおり、「1. ねぶた祭りと民俗芸能に関する文化財群」「2. 縄文遺跡に関する文化財群」「3. 中世の里 浪岡に関する文化財群」「4. 青森の歴史に関する文化財群」として整理し、その中心に、本市の歴史文化を、より魅力的な形で、正しくかつ、わかりやすく伝えるための中核的施設を位置づけることとしておりますが、このうち、これまで中核的施設がなかった「2. 縄文遺跡に関する文化財群」については、平成27年5月に整備・開館した「縄文の学び舎・小牧野館」を、また「4. 青森の歴史に関する文化財群」については、平成27年7月に整備・開館した「あおり北のまほろば歴史館」をそれぞれ位置づけましたので、これを反映いたしました。

第4章、16頁をお開きください。「1. 歴史文化資源の適切な保存管理」の〔現状と課題〕〔取組内容〕において、平成26年度に旧栄山小学校を改修し「埋蔵文化財整理作業場」として整備したことに伴う内容の見直しをいたしました。また、17頁「4. 公共交通等の利便性向上の促進」の〔現状と課題〕において、「あおり北のまほろば歴史館」の開館に伴い「観光ルートバス」の運行コースが見直されたことに伴う文言の整理を行いました。

なお、最終頁の32頁に、「改定履歴」として変更点をまとめておりますので御参照ください。

本構想改訂に当たって、関係課に意見照会を行い、提出された意見を反映いたしました。

今後は、当構想に基づき、歴史に関する学習機会のより一層の充実と、歴史をテーマとした誘客促進を図りながら、歴史的な文化資源の総合的な保存・活用に努めてまいります。

以上でございます。

○佐藤職務執行者

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等がございますでしょうか。

○佐藤委員

改訂版を作成いただきありがとうございます。文言の整理とお話いただきましたが、そのチェックは出来れば複数の方に行っていただきたいと思っております。3ページに「構想の位置付け」とありますが、「つけ」と「付け」の使い方が様々なページで混在しておりますので、細かい指摘かもしれませんが、対外的に出ていくものについては改めてチェックをして頂ければと思います。

○文化財課長

ありがとうございます。改めて細かくチェックをして参ります。

○佐藤職務執行者

他にございますか。

○斎藤委員

私は仕事でこういった歴史の施設にお客をお連れすることが多いのですが、教育委員会が所管しているまほろば歴史館と小牧野遺跡は、今後、観光の視点からの取組みはなされていくのでしょうか。

○文化財課長

この構想の目的として、学習機会の向上とともに、観光の面も含めた目的がありますので、これまで以上に取組んで参りたいと思っております。

○斎藤委員

よろしく願いいたします。

○佐藤職務執行者

1つの事業イコール1つの課という割り振りの中では、ボランティアや交通の面の絡みなどがあると思いますが、課同士の垣根を取り払いながら前に進んでいってほしいと思います。特に街づくりとの関連も大きいと考えられますので、よろしく願いいたします。

(3) その他

○佐藤職務執行者

その他、本日の報告の案件以外に、委員の皆様の方から何かございませんか。

～ なし ～

○佐藤職務執行者

それでは、事務局の方から何かございますか。

～ なし ～

○佐藤職務執行者

それでは、本日予定しておりました議案の審議等が全て終了いたしました。

以上を持ちまして、平成28年第4回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

お疲れ様でした。

平成28年4月19日開催の平成28年第4回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成28年 5月23日

書 記 藤 田 剛

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成28年 5月23日

署名委員 佐 藤 秀 樹

署名委員 池 田 享 誉